

## ISSUE BRIEF

# 各国の鳥インフルエンザ対策

## 東アジア地域を中心として

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 521(MAR.13.2006)

2003年から2004年にかけて東南アジア等で発生したH5N1型の高病原性鳥インフルエンザは、今も東アジア地域の多くで定着し、他の地域にも拡大している。

このウイルスの人への感染は、主として東アジア地域で報告されており、2006年に入ってからトルコでも死亡者が確認された。

このような状況から、鳥インフルエンザウイルスの変異により、人から人に感染する能力を持ったウイルスが突然出現する可能性が高まっている、といわれる。特にこうしたウイルスの発生が懸念されるのが、現在鳥から人への感染の多い国である。そこで、感染者数、死亡者数の多い中国、ベトナム、インドネシア、タイ、トルコにおけるこれまでの対策を概括し、紹介することにしたい。

農林環境課

ひざわ なみ  
(比沢 奈美)

調査と情報

第521号

## はじめに

鳥インフルエンザは、基本的に鳥が感染するインフルエンザであり、現在まで様々な型が存在してきている。例えば、香港の H9N2 型、オランダの H7N7 型、そして我が国で 2005 年 6 月以降、茨城県を中心に発生した弱毒タイプの H5N2 型などである。なかでも特に毒性が強いとされているのが、H5N1 型の高病原性鳥インフルエンザである。

高病原性鳥インフルエンザとは、鳥に対して病原性が高いインフルエンザの呼び方である。我が国では、弱毒タイプでも感染を繰り返すうちに強毒性を獲得するとして、病原性の低い弱毒タイプを含む全ての H5 亜型、H7 亜型のウイルスを高病原性鳥インフルエンザとしている。一方、国際的には、特に強い病原性を有し高い致死率を示すもののみを指しており、本稿では、この国際的な呼称と同義のものとして使用する。

2003 年から 2004 年にかけて東南アジア等で発生した H5N1 型の高病原性鳥インフルエンザは、今も東アジア地域の多くで定着し、他の地域にも拡大している。2006 年 2 月 8 日には、アフリカにおいて初めて鶏への感染が確認され、同月 12 日には EU 圏内でも H5N1 型のウイルスが野鳥から検出され、その後家禽への感染も広がっている。

H5N1 型のウイルスの人への感染は、主として東アジア地域で報告されており、2006 年に入ってからトルコで死亡者も確認されている。このウイルスの毒性は非常に強く、感染者のうち約半数が死亡している。世界保健機関( World Health Organization、以下「WHO」という。)の発表によると、2003 年末から 2006 年 3 月 6 日現在までの感染確定症例数の総計は 175、死亡例数の総計は 95、となっている。なお世界各国での感染状況は、文末の表を参照されたい。(感染確定症例数、死亡例数は全て WHO ホームページによる。 [http://www.who.int/csr/disease/avian\\_influenza/country/en/](http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/country/en/) )

このような状況から、H5N1 型の鳥インフルエンザウイルスが変異し、人から人に感染する能力を持ったウイルスが突然出現する可能性が高まってきている、といわれる。特にこうしたウイルスの発生が懸念されるのが、現在鳥から人への感染の多い国である。そこで、本稿では、H5N1 型の鳥インフルエンザ感染者数、死亡者数の多い中国、ベトナム、インドネシア、タイ、トルコにおけるこれまでの鳥への感染防止策、人への感染防止策等を紹介することとしたい。

## 中国

中国で H5N1 型の高病原性鳥インフルエンザが確認されたのは、2004 年 1 月であった。その後全国に感染が拡大し、900 万羽の家禽が殺処分された。また 2005 年には、5 月に年初来の感染が発表されてから、感染死した鳥は 15 万羽、殺処分された家禽は 2,600 万羽余りにのぼっている。11 月には懸念されていた鳥インフルエンザの人への感染が確認され、死亡例も発表された。2006 年に入ってから感染者が確認されており、現在までに、9 人の死亡者が報告されている。

### 1 鳥への感染防止策

中国政府は、2003 年に SARS (重症急性呼吸器症候群) が蔓延した際に、長期間発生を公表しなかったため、国際的批判を浴びた。これを教訓として、鳥インフルエン

ザについては国務院が先頭に立ち、動物防疫法（原題名も同じ）に基づいてその対策に当たってきた。具体的には、感染地域の封鎖、家禽類の殺処分、強制消毒などの実施であったが、根絶には程遠く、2005年11月16日に、鳥インフルエンザ対策を主眼とした重大動物疫病状況応急条例（原題名は重大動物疫病応急条例）が制定され、2005年11月18日に公布、施行された。

この条例には動物（家禽）が疫病に感染した場合に、関係者がとるべき応急措置や報告の内容、その体制が定められている。感染が発生した地域では、感染動物の廃棄処分、感染の可能性のある動物への緊急予防接種、または予防的処分などを行うこととされている。なお、「条例」とは、国務院が憲法、法律に基づいて制定する行政法規であり、我が国の地方自治体の条例とは異なる。

その他、鳥インフルエンザの発生で大きな打撃を受けた家禽業界を支援するために、感染の予防や発生地域での家禽の殺処分に係る補助金の交付の継続、税制・金融面における優遇措置、関係者の生活保障や家禽の飼養管理改善等に対する援助などの措置も決定された。

予防接種に用いるワクチンであるが、農業部は2005年10月14日、中国農業科学院黒龍江省ハルビン獣医研究所が、鳥へのH5亜型鳥インフルエンザワクチンの開発に成功したと発表している。11月14日にも同部は、鳥用鳥インフルエンザワクチンの研究、生産、製品品質に関する監督・管理体制を強化したことを明らかにした。政府は、全国140億羽の家禽全体に無料でワクチンを接種する方針であるといわれている。一方、一部で鳥インフルエンザワクチンの偽物や粗悪品が出始めているとして、11月23日には、国家工商総局が「鳥インフルエンザワクチンの違法生産・偽物の徹底取り締まりに関する緊急通知」を公表している。

各地方政府も、鳥インフルエンザ発生防止に向けた取り組みを強化している。北京市は、現在鳥インフルエンザの発生を確認していないものの、移入を通じた感染の拡大を警戒し、対策を強化する通達を2005年11月6日に発出した。これは、人口密集地での生きた鶏の飼育禁止、市内全域における生きた家禽類の暫定的な取引禁止、北京市外からの生きた家禽類の市内への移入禁止などを内容とするものである。

海外からの感染の水際対策としては、2005年10月28日から、日本を含む鳥インフルエンザ発生国からの鳥類および同製品の輸入禁止措置をとっている。

## 2 人への感染防止策

鳥インフルエンザの人への感染対策は、伝染病予防治療法（原題名は伝染病防治法）に基づく。1989年に制定された同法は、先述のSARSおよび2004年発生 of 鳥インフルエンザへの対応の経緯を踏まえ、不備を補う形で2004年に全面的に改正され、同年12月1日から施行されている。高病原性鳥インフルエンザは法定伝染病に指定され、地方政府関係者の情報隠蔽などには行政処分を行い、または刑事責任を追及している。また、感染者に対する差別の禁止、プライバシーの保護に関する規定も盛り込まれている。

政府は2005年11月3日から、空港において感染国からの入国者に対し、発熱や頭痛などの健康状態のチェックを強化した。また同月23日には、鳥インフルエンザの人間への感染を防ぎ、各医療機関が診断、治療を的確に行えるように、「鳥インフルエンザ人感染診療プラン（2005年改正版）」を策定し、各省・自治区・直轄市の衛生庁・

局に配布した。

実際に感染した場合の治療薬には、通常のインフルエンザ治療に用いられ、人が鳥インフルエンザに感染した場合でも有効とされる数少ない薬であるタミフルがある。

なお、タミフルの主要原料であるシキミ酸は、中華料理の調味料として使われる八角から抽出されるが、八角は広西チワン族自治区で全世界の8割以上が産出されている。

タミフルはスイスの医薬品大手ロシュが独占製造権を持っており、中国でも医薬品メーカーの上海医薬集団（上海市）が、ロシュから技術供与を受けて生産することを決定している。一方、買い占めや価格のつり上げといった混乱も予想されるため、政府はロシュに対し中国国内でのタミフル販売を原則禁止し、在庫を全て衛生部へ提供するように求めた。今後は、衛生部が一括して管理し、分配する方針だといわれる。

また、人用鳥インフルエンザワクチンについては、2005年11月22日に国家食品薬品监督管理局が、ワクチンを開発した製薬会社に臨床試験を許可し、同年12月から臨床試験が開始されている。

### 3 政府横断的な支援体制

政府は、財政的な支援として、2005年11月2日に2005年度予算の予備費から20億元（約300億円）を拠出し、予防基金の設立に充当することとした。また、同月3日には、国務院に全国高致死性鳥インフルエンザ指揮部が置かれ、指揮部には6つのワーキンググループ（工作组）と事務局（弁公室）が設置された。総指揮には農業担当の回良玉副総理が就任し、2006年1月23日に開かれた対策会議では、春節（旧正月）から春先にかけての流行に危機感が示された。

### 4 海外との連携

中国は2005年11月初め、鳥インフルエンザ拡大防止のためにアメリカと協力していくことで合意し、同月20日、胡錦濤国家主席とブッシュ大統領が、協力のための共同文書を作成した。この共同文書は、両国は高病原性鳥インフルエンザをはじめとする新しい鳥インフルエンザ拡大を防ぎ、人への感染の予防を図り、そのために世界規模で共同行動をとる、とするものである。鳥インフルエンザワクチン、薬品の研究などの分野では、両国の衛生、農業部門が協力することとされた。

なお、我が国は、東京大学医科学研究所が北京の中国科学院に研究拠点を置き、鳥インフルエンザウイルスの研究を本格的に進めていく予定である。

## ベトナム

ベトナムでは、2003年12月に初めて発生（政府の公式発表）したH5N1型の高病原性鳥インフルエンザによって、2004年3月末までに4,390万羽の家禽が感染死亡した。その後、2004年4月から11月までの流行を経て、2004年末から2005年末に至るまで感染が持続的に発生し、2005年末までに計4,500万羽の家禽の死亡が報告されている。ベトナムでの鳥インフルエンザ感染による人の死亡例は、これまでに世界最多の42人に上るが、2005年11月15日以降は、人への新たな感染症例は確認されていない。

## 1 鳥への感染防止策

蔓延防止の観点からみた防疫対策の基本は、家禽および生産物の移動・販売の禁止と疾病の摘発・淘汰の徹底化に尽きるが、これらの対策には財政支援が欠かせない。2005年11月、ファン・ヴァン・カイ首相は、鳥インフルエンザに対する予算措置を明らかにし、損害を被った生産者に対する財政支援を決定した。この財政支援には、家禽を殺処分した際の補償、未払い銀行債務の1年間の支払い猶予、他の家畜生産業へ転換する場合の融資などが盛り込まれている。

農業農村開発省は、2005年11月1日から2006年3月31日まで、暫定的に家禽類、観賞用鳥類の輸入を禁止する一方、各地の獣医局に対しては、税関、国境警備部、市場管理部と連携し、発症国からの、または原産地の不明な家禽の輸入防止を指示するなど、対策を強化した。また、感染が確認された地域での家禽の殺処分、流通に係る検疫の強化、家禽へのワクチン投与などを推進している。ワクチン接種は、2005年7月下旬から試験的に開始され、9月中旬からは全国ワクチン接種キャンペーンが進められた。その後12月31日までに、全国で2億5,000万羽の家禽類への接種が行われた。

その他、ハノイ市とホーチミン市は、2005年11月に、農家に対し全ての家禽の殺処分または売却を命じた。期限内であれば市価の半分まで補償され、期限後に発見された家禽は補償なしに殺処分されることとされた。ホーチミン市では、鳥インフルエンザの宿主でない野鳥が捕獲・殺処分されていたとの報告があり、国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization、以下「FAO」という。）は、感染国での野鳥の捕獲・殺処分に警告を発している。

一方、政府の厳格な対策が消費者マインドを冷え込ませたとの見方もあり、政府は、2005年12月に、家禽の国内消費拡大策および国内養鶏業者の支援策を策定中であることを明らかにした。これは、安全基準を満たした家禽製品を認証し、これらの製品の消費拡大を図ることにより、養鶏業者の家禽販売を支援していくものである。

## 2 人への感染防止策

政府は、大規模な流行となった場合には、人口（約8,200万人）の10%が感染し、1%が死亡する恐れがあると警告し、行動計画を策定するとともに、2005年には鳥インフルエンザ対策費として、患者のための医療設備、薬品購入に総額8,230万ドルの財政支出を決定した。

保健省は、調査活動の強化、地方から国家レベルまでの医療体制の確立、国民啓発活動の強化、タミフル等薬品のベトナム国内での生産計画とタミフルの調達、といった対策を講じている。タミフルについては、先述のロシュとライセンス生産について基本合意し、早ければ2006年8月以降から本国での生産が開始される予定である。また、タミフルをロシュに2,500万錠発注しており、到着次第、国内全土に配布する予定である。タミフルは患者には無償で投与されており、保健省は、通達で民間業者同士のタミフル売買を禁じた。

## 3 海外からの支援

オーストラリア、フィンランド、ルクセンブルグ、スウェーデン、オランダ、スイ

スの各国政府は、ベトナム政府・国連の鳥インフルエンザ対策共同プログラムへの緊急援助を実施することとし、すでに46省市でワクチン貯蔵のための保冷庫が購入された。また、この援助により、研究所や保健衛生職員の防護服、薬品が調達される予定である。

我が国政府は、2004年にタミフル10万錠を供与し、今後、ベトナムにおける感染症対策の要となる国立衛生疫学研究所の機能強化を支援することになっている。また、研究分野においても、国立感染症研究所、国立国際医療センター、長崎大学などが、ベトナムの国立衛生疫学研究所やバックマイ病院との研究協力や人事交流を強化しつつある。

## インドネシア

インドネシアでは、2003年8月にH5N1型の高病原性鳥インフルエンザが初めて発生（2004年1月に政府発表）し、それ以降2005年8月までに1,030万羽の感染が確認されている。人への鳥インフルエンザ感染は、2005年7月に死亡例が確認されて以来、現在までに20人の感染死者が出ており、ジャカルタを中心に感染が拡大している。

### 1 鳥への感染防止策

政府は、感染地域の全家禽を完全に殺処分するのがウイルスと闘う最善の方法であることを認めているが、養鶏農家に十分な補償を提供できないことから、家禽へのワクチン接種を優先してきた。しかし、ワクチン接種を行うようにとの政府の行政指導が、感染が確認された地域の近郊であっても、どれほど実行されているかは不明であるといわれている。

事態が一向に改善しないことを受けて、政府は2006年に入って、発生農場から半径1キロメートル以内の鳥類の殺処分と同3キロメートル以内のワクチン接種を行うという対策を発表した。家禽が殺処分された所有者には、家禽類1羽につき5,000から1万ルピア（約65から130円）の補償金を支払う予定であるという。

また、ユドヨノ大統領は監視・予防対策を強化するため、全国の地方自治体に200万人以上の監視員を配置する方針を決定した。2005年内に、各地方自治体に監視・予防チームが設置され、鶏や水鳥などの監視や実態調査、殺処分等が進められる。2006年2月には、首都ジャカルタで、家禽類の感染調査が一斉に実施された。

### 2 人への感染防止策

政府は、鳥インフルエンザの感染者を治療する病院として、全国で44カ所の感染症病院を指定している。感染の疑いがある患者は指定病院で検査を受け、陽性と判断されれば、抗ウイルス薬タミフルによる治療を受ける。しかし人口の割合に比して、指定病院数が少なすぎるとして、政府は感染が拡大する前に、最低でも1州に1カ所、できれば全国で100カ所までこれを増やす方針と伝えられる。また、指定病院に対する十分な保護具の提供も計画されている。

タミフルは、インドネシアでは特許申請されていないことから、ロシュは同国での生産を認めている。政府は、人口約2億2,000万人の10%に当たる2,200万錠の抗ウイルス薬の備蓄を計画しており、200万錠はロシュから購入し、残りの2,000万錠に

については、3～5ヶ月かけて国営製薬企業に製造させる予定である。

### 3 海外からの支援

インドネシアは、WHO や FAO から、鳥インフルエンザ対策の初動戦略計画の策定など種々の協力を得ている。政府は、財政難で感染防止資金が不足しており、2005年11月には、アメリカとドイツからそれぞれ310万ドル（約3億6,000万円）と500万ユーロ（約7億円）の資金援助の受け入れを発表した。また、この他に、更に1億4,000万ドル以上の対策費が必要であることを訴え、広く国際社会に支援を求めている。

我が国政府はこれまで、防疫活動に必要な物資の供与、専門家調査団の派遣などを行ってきた。

## タイ

タイでは、2004年1月23日に政府がH5N1型の高病原性鳥インフルエンザを初めて確認し、同年4月までに4,000万羽近くの家禽が病死または殺処分された。鳥インフルエンザ感染による死亡者は、2004年には12人であり、2005年に入ってから10月に年初来最初の死亡者が出た。しかしその後は、12月上旬の5歳の男子の死亡が現在のところ最終で、2004年以降の累計死亡者数は14人となっている。

### 1 鳥への感染防止策

政府は、発生農場から半径5km以内の家禽類を殺処分の上、消毒を行っている。半径50km以内の家禽類については、集中的な監視と飼養の禁止がなされ、21日間新たな発生が見られない場合、飼養の再開が検討されることとされた。家禽の移動については、これまで鳥インフルエンザ感染地域では畜産振興局から許可を得なければならなかったが、2005年10月からは感染地域外にも許可制が拡張された。この家禽移動対策の補強として、病気もしくは死亡した家禽の売買、譲渡、移動、解体などを禁止した。その他、家禽類へのワクチン接種については、外国での使用例において期待された結果が得られていないことや、費用が多大になることから、同年11月中旬の閣議で、全面的には実施しないとの決定がなされた。

一方、タイの養鶏業界でも2006年の防衛策に関心を強めており、多数の養鶏業者および個人農家は、数百万ドルを投じ、養鶏施設改良を行う計画であるという。タイへの投資促進のために設立された政府機関であるタイ投資委員会は、現在国内における閉鎖式生産システム構築を奨励しており、必要な機械設備を輸入する場合には、免税措置を適用するとしている。閉鎖式養鶏場で生産された鶏肉は、高価格での輸出が可能であると期待されている。

### 2 人への感染防止策

保健省は、2005年10月に、予防策の手順を示した通達を約90万人の公衆衛生ボランティアと957ヶ所の病院に発出した。それによると、鳥インフルエンザの流行を防止するために、公衆衛生ボランティアを総動員して戸口調査を行い、ウイルス感染の疑いのある者の早期発見に努めることとされている。万一、擬似感染者がいた場合

には、直ちに最寄りの病院に隔離し、抗ウイルス薬タミフルを処方した上で、24 時間態勢で監視することとされた。

保健省は、タミフルを安易に服用すると耐性ウイルスが出現し薬の効果がなくなる恐れがあるとして、医師による処方が必要なことを強調し、勝手に購入して服用しないように呼びかけている。

2005 年 11 月にタイ製薬公団は、タミフルと類似成分の薬剤の生産を 2006 年 2 月にも開始する意向を明らかにした。スイスのロシュ社の承認を得ていないが、保健省は、同社はタイで特許を取得していないので問題はないとしている。

### 3 海外からの支援

我が国政府は、「タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画」を 2001 年から実施し、長期及び短期で専門家を派遣している。感染症の研究分野でも、大阪大学微生物病研究所がタイ国立予防衛生研究所に研究拠点を置き共同研究を進め、カンボジアなど周辺国も含めたネットワークづくりを目指している。

## トルコ

トルコ政府は、2005 年 10 月に、七面鳥飼養場において H5 型高病原性鳥インフルエンザの感染があった事実を発表し、その後、欧州連合(EU)の欧州委員会によって、H5N1 型であることが確認された。同年 12 月 9 日に終結宣言が出されたものの、2006 年 1 月には、東南アジア・中国以外で初めて鳥インフルエンザの人への感染・死亡が確認され、現在までに感染者数は 12 人、死亡者数は 4 人に達している。

### 1 鳥への感染防止策

2005 年 10 月の発生により、政府は、発生農場の周辺区域を指定し、区域内の鳥類を殺処分してきた。また、感染の拡大を防止するため、感染地域における狩猟を禁止するとともに(2006 年 1 月 6 日からは、国内における鳥の狩猟を全面禁止。) 隣県の大規模家禽市場を閉鎖する措置をとった。さらに、2006 年初に鳥インフルエンザの人への感染によって犠牲者が出たことを受け、政府は、鶏 1 羽当たり 5 トルコ・リラ(約 450 円)の補償金の支払いを約束して殺処分を呼びかけ、トルコ全土でこれまで約 170 万羽の鳥類が殺処分された。農業村落省は、この補償金以外にも家禽類の生産業者に対する救済措置を実施する予定で、その内容は、税の減免や農業銀行による低利融資などであると伝えられている。

### 2 人への感染防止策

政府は 2006 年 1 月 14 日、情報を的確に管理し、流言によるパニック発生を避けるために、鳥インフルエンザ対策本部を設置した。今後は、同本部が鳥インフルエンザに関する情報を一元的に管理し、地方自治体レベルの発表は禁止されることとなった。エルドアン首相も、2006 年 1 月 18 日に対策の進展ぶりを訴え、国民に平静を呼びかけた。

また、鳥インフルエンザに感染した患者のほとんどが、自家用に飼育していた鶏を調理したり、食べたりした後に発症していることを受けて、アクダア保健相は鶏肉を

食べることを慎重にするようにと呼びかけた。

しかし、事態の把握や対策は後手に回っており、人への感染を甘く見たとして保健当局への批判が高まっている。

### 3 周辺諸国の対応

欧州委員会は、2005年10月のトルコでの鳥インフルエンザ発生を受けて、家禽、家禽以外の鳥、家禽製品そして未処理の羽毛について、トルコ全域からの輸入を禁止した。また2006年1月には、トルコに隣接するイラン、イラク、シリアなどの6カ国から、未処理の羽毛の輸入を禁止する方針を決定した。同時に、欧州大陸への拡大を懸念し、トルコ東部に専門家を派遣するとともに、トルコに対し、約800万ユーロ（約11億2,000万円）を緊急支援する方針を決定した。

イランの行政当局は、すでにトルコとの国境を閉鎖したほか、生きた家禽類の輸入を禁止し、今後、国境沿いの地域の23村落ですべての鶏類を殺処分すると発表した。シリアでも鶏の殺処分が始まっているが、家禽処分はあくまで「予防的措置」で、国内での感染例はないとしている。ロシアも国民に対しトルコへの渡航を自粛するよう呼びかけているほか、プーチン大統領自ら、保健当局に感染防止策の徹底を命じている。このように周辺諸国は警戒態勢を強めているが、2006年1月末に死亡例が判明したイラクの場合、十分な措置が講じられるのか、周辺諸国の懸念は強い。

## おわりに

以上のような各国での対策のほか、人から人への感染をもたらす新型インフルエンザがひとたび発生した場合の世界的な流行が警戒されていることから、国際協力が急務とされている。我が国政府は、2005年度補正予算に、東南アジアに対する家禽への蔓延防止支援のために19億7,900万円、アジア地域の人への感染防止支援等のために102億6,500万円を計上している。

世界規模では、新型および鳥インフルエンザ対策に関して、2005年11月初めにWHOがFAO、国際獣疫事務局（OIE）、世界銀行と共催で大規模な国際会議をジュネーブで開催したほか、その後のアジア太平洋経済協力会議（APEC）や東アジア首脳会議などでも重ねて取り上げられ、各国が協調して対策を実施していくことで合意している。2006年に入ってから、東京、北京で相次いで新型および鳥インフルエンザに関する国際会議が開催されたが、実質的な対策や対応はいまだ検討段階で、世界的な協力体制づくりには時間がかかるとみられている。

なお、本稿は、主として文末に掲げた参考資料をもとに取りまとめたものである。

表 高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）発生件数および人への感染・死亡例数

	高病原性 鳥インフ ルエンザ 発生件数	(人の) 感染確定 症例数	(人の) 死亡例数		高病原性 鳥インフ ルエンザ 発生件数	(人の) 感染確定 症例数	(人の) 死亡例数
ベトナム	2,312	93	42	日本	7	0	0
タイ	1,078	22	14	ナイジェリア	6	0	0
インドネシア	209	27	20	イラク	3	2	2
ロシア	121	0	0	台湾	2	0	0
トルコ	121	12	4	アゼルバイジャン	2	0	0
中国	79	15	9	カザフスタン	1	0	0
ルーマニア	40	0	0	ニジェール	1	0	0
ウクライナ	22	0	0	インド	1	0	0
韓国	19	0	0	フランス	1	0	0
カンボジア	14	4	4	ラオス	1	0	0
マレーシア	11	0	0				

(出典) OIE ホームページ (2006年3月2日現在)

[http://www.oie.int/downld/AVIAN%20INFLUENZA/Graph%20HPAI/graphs%20HPAI%2002\\_03\\_2006.pdf](http://www.oie.int/downld/AVIAN%20INFLUENZA/Graph%20HPAI/graphs%20HPAI%2002_03_2006.pdf) ;

WHO ホームページ (2006年3月6日現在) [http://www.who.int/csr/disease/avian\\_influenza/country/en/](http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/country/en/)

### 【参考資料】

全般 (...以下は参照した国)

- ・「鳥インフルエンザの世界的な流行と各国の対応」『海外の食品産業』251号, 2005.12.22, pp.2-12.... , , ,
- ・「大流行防げ 研究者連携」『朝日新聞』2005.12.2.... , ,
- ・農林水産省ホームページ「海外農業情報トピックス」  
<http://www.maff.go.jp/kaigai/index.htm#topics> ... , , ,
- ・外務省ホームページ「鳥及び新型インフルエンザに関する我が国の支援策」  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kansen/influenza/shiensaku.html> ... , , ,  
中国
- ・『中国年鑑 2005年版』創土社, 2005.8, p.90.
- ・鎌田文彦「新伝染病予防療法の施行」『外国の立法』223号, 2005.2, pp.149-152.
- ・鎌田文彦「短信：中国 重大動物感染状況応急条例の制定」『外国の立法』2005.12.19.  
(事務用資料)
- ・「発生国からの家きん類輸入を暫定停止(中国)」『通商弘報』37301号, 2005.11.4.
- ・「鳥インフルエンザ/中国」『Food & Agriculture』2565号, 2005.11.28, pp.2-3.
- ・「抗ウイルス薬 タミフル備蓄アジア急ぐ」『日本経済新聞』2005.11.14.
- ・「鳥インフルエンザ 春節の大移動 中国ピリピリ」『朝日新聞』2006.1.30.
- ・農畜産業振興機構「海外トピックス」2005.11.  
<http://alic.lin.go.jp/kokusai/repnews/old/repnews200511.html#4>
- ・農畜産業振興機構「中国の記事から」2005.10, 2005.11.20, 2005.11.30.  
<http://alic.lin.go.jp/kokusai/china/china.html>

## ベトナム

- ・「ベトナムにおける鳥インフルエンザの発生と防疫対策」『獣医畜産新報』58 巻 10 号, 2005.10, pp.853-855.
- ・遠藤聡「短信：ベトナム 鳥インフルエンザ対策」『外国の立法』2005.12.19. (事務用資料)
- ・「鳥インフルエンザ予防の野鳥処分行為に『待った!』」『世界の農林水産』801 号, 2006.2, p.43.
- ・「ベトナム鳥インフルエンザ封じ込め作戦」『産経新聞』2005.11.13.
- ・「抗ウイルス薬 タミフル備蓄アジア急ぐ」『日本経済新聞』2005.11.14.
- ・在ベトナム日本国大使館「鳥インフルエンザの現状について」2005.12.22, 2006.1.25.  
[http://www.vn.emb-japan.go.jp/html/jinfo\\_medical\\_tori.html](http://www.vn.emb-japan.go.jp/html/jinfo_medical_tori.html)
- ・農業情報研究所「鳥インフルエンザ ベトナムは 2 大都市の全家禽処分を計画」2005.11.16.  
<http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/earth/epidemic/05111601.htm>
- ・「ベトナム 政府の家禽消費振興策」2005.12.15. 農林水産省ホームページより

## インドネシア

- ・木田秀一郎・斉藤孝弘「鳥インフルエンザによる東南アジア養鶏産業への影響」『畜産の情報海外編』177 号, 2004.7, pp.54-67.
- ・「鳥インフルエンザ インドネシアへ米独が資金援助」『日本経済新聞』2005.11.12.
- ・「感染対策 160 億円必要 インドネシア」『日本経済新聞』2005.11.16.
- ・「鳥インフルエンザ対策 インドネシア、監視員 200 万人」『日本経済新聞』2005.11.30.
- ・「インドネシア H5N1 型鳥インフルエンザが新たに発生」2005.12.1. 農林水産省ホームページより

## タイ

- ・木田秀一郎・斉藤孝弘「鳥インフルエンザによる東南アジア養鶏産業への影響」『畜産の情報海外編』177 号, 2004.7, pp.54-67.
- ・「『タミフル』類似薬 タイが生産開始へ」『日本経済新聞』2005.11.5.
- ・「タイ 閉鎖式養鶏場建設に数百万ドル投資」2006.1.1. 農林水産省ホームページより
- ・農畜産業振興機構「海外駐在員情報」2006.1.24.  
<http://lin.lin.go.jp/alic/week/2006/jan/704sp.htm>

## トルコ

- ・「トルコで鳥インフルエンザを検出」『Food & Agriculture』2559 号, 2005.10.17, p.2.
- ・「鳥インフルエンザで子供 2 人が死亡」『Food & Agriculture』2571 号, 2006.1.16, p.2.
- ・「鳥インフルエンザの死者は 4 人、感染者は 21 人に」『通商弘報』38463 号, 2006.1.19.
- ・「トルコの鳥インフルエンザ」『産経新聞』2006.1.11.
- ・「鳥インフルエンザ トルコ対策遅れ」『読売新聞』2006.1.16.
- ・「シリア・イランが家禽類の処分開始」『読売新聞』2006.1.18.
- ・「鳥インフルエンザ トルコで拡大死者 4 人」『朝日新聞』2006.1.21.
- ・「EU、トルコに 11 億円支援」『日本経済新聞』2006.1.26.
- ・「中東各国拡散を警戒」『読売新聞』2006.2.3.
- ・「トルコ トルコで鳥インフルエンザ発生」2005.10.15. 農林水産省ホームページより
- ・在トルコ日本国大使館「鳥インフルエンザについてのお知らせ」  
[http://www.tr.emb-japan.go.jp/Page\\_Jpn\\_001/Main\\_Jpn.html](http://www.tr.emb-japan.go.jp/Page_Jpn_001/Main_Jpn.html)